平成２７年（フ）第１１１６号
東京都世田谷区経堂２丁目19―10
債務者　栃木　征子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１９号
東京都町田市鶴間1346―１―101
債務者　並木　和夫
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４号
東京都三鷹市中原２丁目11―３―102
債務者　大橋　信英
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３０号
東京都板橋区清水町26―10―305
債務者　田中妙恵子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４０号
埼玉県久喜市青葉１丁目２―13―304
債務者　赤池　正史
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４１号
東京都八王子市川町301―38
債務者　齋藤華美こと　何　　華美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４２号
東京都東村山市久米川町１丁目57―14
債務者　上田　佳代
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５０号
東京都小平市回田町103―１―108
債務者　入澤久美子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５１号
東京都北区十条仲原３丁目16―３―201
債務者　棚田真寿美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５２号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目３　瑞穂アパート20―111
債務者　大門　春男
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５５号
東京都練馬区豊玉南１丁目15―18―502
債務者　田代　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５６号
東京都練馬区富士見台２丁目17―２―201
債務者　四條　広美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５７号
東京都墨田区堤通１丁目14―６―101
債務者　馬場きよみ
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６０号
東京都東久留米市野火止２丁目14―４
債務者　細川　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４号
静岡市葵区沓谷５丁目51番地の１　セジュールＫ102号、旧住所静岡県駿東郡清水町新宿814番地の２
債務者　土屋　貴司
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６７号
大阪府池田市神田１丁目３番22―306号
債務者　米田　圭吾
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部